

## 議案第105号

### 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正を踏まえ、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年港区条例第51号。以下「条例」といいます。)の一部を改正します。

#### 1 改正理由

虐待を受けた児童等への対応の強化等を図るため、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を定める児童福祉法等の改正が行われました。

また、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に配置される職員について、その資質の向上とともに専門性の確保を図るため、当該職員の資格要件を見直す省令改正が行われました。

さらに、保育所等における子どもの健康管理の円滑な実施のため、乳幼児健康診査の内容が保育所等で行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、保育所等での健康診断の全部又は一部を省略することを可能とする省令改正が行われました。

これらの法令改正を踏まえ、条例の一部を改正します。

#### 2 改正内容

- (1) こども家庭ソーシャルワーカー※の資格を有する者を、乳児院の長等として任用することができます。
- (2) 精神保健福祉士の資格を有する者を、児童自立支援施設の児童自立支援専門員及び児童生活支援員として任用することができます。
- (3) 乳幼児が乳幼児健康診査を受けている場合に、保育所等で実施される健康診断の全部又は一部を行わないことができることとします。
- (4) 条例で引用している児童福祉法の条項番号を変更します。

※こども家庭ソーシャルワーカーとは、虐待を受けた子ども等への支援に携わる者の資質向上を図り、ソーシャルワーク等の専門性を身に付けた人材を養成するこ

とを目的として、令和6年4月に創設された認定資格をいい、一定の相談援助実務経験のある有資格者等が所定の研修及び試験を経て、取得することができます。

### 3 施行期日

- (1) 及び (2) については、令和8年3月1日
- (3) 及び (4) については、公布の日

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表		現 行
改 正 案	(前略)	(前略)
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第十二条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第十二条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第十二条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(中略)	(中略)	(中略)
(入所者及び職員の健康診断)	(入所者及び職員の健康診断)	(入所者及び職員の健康診断)
第十六条 (略)	第十六条 (略)	第十六条 (略)
2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。	2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。	2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断・児童が通学する学校における健康診断	3・4 (略)	(略)
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	定期健康診断又は臨時の健 康診断	乳幼児の入所時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健 康診断

(中略)

(設備の基準)

第二十六条 乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳幼児十人以上を入所させる乳児院にあっては寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を、乳幼児十人未満を入所させる乳児院にあっては乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

二 (略)

児童相談所等における児童の入所前の健康診断・児童が通学する学校における健康診断	3・4 (略)	(略)
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）十人以上を入所させる乳児院にあっては寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を、乳幼児十人未満を入所させる乳児院にあっては乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。	定期健康診断又は臨時の健 康診断	乳幼児の入所時の健康診断、定期健康診断又は臨時の健 康診断

(中略)

(設備の基準)

第二十六条 乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）十人以上を入所させる乳児院にあっては寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を、乳幼児十人未満を入所させる乳児院にあっては乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

二 (略)

(職員)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4～6 (略)

(乳児院の長の資格等)

第二十八条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一・二 (略)

三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定する「こども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）」の資格を有する者

四 (略)

五 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、区規則で定める基準を満たすもの

2 (略)

(職員)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4～6 (略)

(乳児院の長の資格等)

第二十八条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一・二 (略)

三 (略)

四 区長が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、区規則で定める基準を満たすもの

2 (略)

(中略)

(母子生活支援施設の長の資格等)

第三十六条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一・二 (略)

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

四 (略)

五 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、区規則で定める基準を満たすもの

2 (略)

(母子支援員の資格)

第三十七条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一・四 (略)

五 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

六 (略)

(中略)

(母子生活支援施設の長の資格等)

第三十六条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一・二 (略)

三 (略)

四 区長が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、区規則で定める基準を満たすもの

2 (略)

(母子支援員の資格)

第三十七条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一・四 (略)

五 (略)

(中略)

(職員)

第五十三条 (略)

2 家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～5 (略)

(児童養護施設の長の資格等)

第五十四条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

四 (略)

五 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、区規則で定める基準を満たすもの

(中略)

(職員)

第五十三条 (略)

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～5 (略)

(児童養護施設の長の資格等)

第五十四条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 (略)

四 区長が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、区規則で定める基準を満たすもの

2 (略)

(児童指導員の資格)

第五十五条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一～三 (略)

四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)  
九 (略)  
十 (略)  
十一 (略)

(中略)

(職員)

第八十条 (略)

2・3 (略)

4 家庭支援専門相談員は、児童心理治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当す

2 (略)

(児童指導員の資格)

第五十五条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一～三 (略)

四 (略)  
五 (略)  
六 (略)  
七 (略)  
八 (略)  
九 (略)  
十 (略)

(中略)

(職員)

第八十条 (略)

2・3 (略)

4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に五年以上従

る者でなければならぬ。

事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

5 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第八十一条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一・二 (略)

三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

四 (略)

五 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、区規則で定める基準を満たすもの

2 (略)

(中略)

(職員)

第八十七条 (略)

2 家庭支援専門相談員は、児童自立支援施設において児童の指導に

事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

5 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第八十一条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一・二 (略)

三 (略)

四 区長が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、区規則で定める基準を満たすもの

2 (略)

(中略)

(職員)

第八十七条 (略)

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資

五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～5 (略)

(児童自立支援施設の長の資格等)

第八十八条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十一条に規定する人材育成センター（第四号において「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

1・2 (略)

3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

4 (略)

5 区長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、区規則で定める基準を満たすもの

2 (略)

(児童自立支援専門員の資格)

第八十九条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～5 (略)

(児童自立支援施設の長の資格等)

第八十八条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十一条に規定する人材育成センター（第三号において「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

1・2 (略)

3 (略)

4 区長が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、区規則で定める基準を満たすもの

2 (略)

(児童自立支援専門員の資格)

第八十九条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一・二 (略)					
三 精神保健福祉士の資格を有する者	三 (略)				
四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者	四 (略)				
五 (略)					
六 (略)					
七 (略)					
(児童生活支援員の資格)	(児童生活支援員の資格)	(児童生活支援員の資格)	(児童生活支援員の資格)	(児童生活支援員の資格)	(児童生活支援員の資格)
第九十条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。					
一・二 (略)					
三 精神保健福祉士の資格を有する者	三 (略)				
四 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者	四 (略)				
五 (略)					
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
(職員)	(職員)	(職員)	(職員)	(職員)	(職員)
第一百条 (略)					
2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。					
一 (略)					

二 里親として五年以上の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第一号において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 （略）  
3・4 （略）

（後略）

付  
則

この条例は、令和八年三月一日から施行する。ただし、第十二条、第十六条第二項及び第二十六条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

二 里親として五年以上の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 （略）  
3・4 （略）

（後略）

付  
則

子ども政策課  
相談支援担当

## 乳児院及び母子生活支援施設の施設長の任用資格について

区内の乳児院及び母子生活支援施設の施設長の任用資格は以下のとおりです。任用資格については、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」といいます。）で定めています。なお、令和7年11月1日現在の状況です。

### 1 乳児院

#### （1）慶福育児会麻布乳児院

任用資格：社会福祉施設の職員として勤務した期間が3年以上

条項番号：条例第28条第1項第4号

条例施行規則第6条第3号

#### （2）東京都済生会中央病院附属乳児院

任用資格：社会福祉施設の職員として勤務した期間が3年以上

条項番号：条例第28条第1項第4号

条例施行規則第6条第3号

### 2 母子生活支援施設 メゾン・ド・あじさい

任用資格：社会福祉士

条項番号：条例第36条第1項第2号

障害者福祉課  
子ども政策課  
子ども若者支援課  
児童相談課

令和7年11月1日現在における施設一覧について  
(議案第105号、第106号、第107号、第108号及び  
第109号関連)

1 議案第105号関連

- |                                    |            |
|------------------------------------|------------|
| (1) 助産施設                           | 2施設        |
| (2) 乳児院                            | 2施設        |
| (3) 母子生活支援施設                       | 1施設        |
| (4) 保育所（区立及び私立保育所）<br>(分園を1施設とします) | 90施設       |
| (5) 幼保連携型認定こども園                    | 区内にはありません。 |
| (6) 児童厚生施設（子ども中高生プラザ等）             | 14施設       |
| (7) 児童養護施設                         | 区内には 없습니다。 |
| (8) 障害児入所施設                        | 区内には 없습니다。 |
| (9) 児童発達支援センター                     | 1施設        |
| (10) 児童心理治療施設                      | 区内には 없습니다。 |
| (11) 児童自立支援施設                      | 区内には 없습니다。 |
| (12) 児童家庭支援センター                    | 区内には 없습니다。 |
| (13) 里親支援センター                      | 1施設        |

2 議案第106号関連

- 一時保護施設 1施設

3 議案第107号関連

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| (1) 幼保連携型認定こども園（再掲） | 区内には 없습니다。 |
| (2) 保育所型認定こども園      | 1施設        |
| (3) 幼稚園型認定こども園      | 区内には 없습니다。 |
| (4) 地方裁量型認定こども園     | 区内には 없습니다。 |
| (5) 乳児等通園支援事業       | 2事業所       |

- (6) 特定教育・保育施設 103施設  
子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた保育所（区立及び私立保育所）、幼稚園（区立幼稚園）及び認定こども園（芝浦アイランドこども園）
- (7) 特定地域型保育事業 13事業所  
子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業
- (8) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 37事業所

#### 4 議案第108号関連

- (1) 家庭的保育事業 区内にはありません。
- (2) 小規模保育事業 10事業所
- (3) 事業所内保育事業 区内にはいません。
- (4) 居宅訪問型保育事業 3事業者
- (5) 指定福祉型障害児入所施設 区内にはいません。
- (6) 指定医療型障害児入所施設 区内にはいません。

#### 5 議案第109号関連

- 指定児童発達支援事業 1事業所  
(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に限ります)